

優生保護法下の強制不妊手術について考える議員連盟
役員体制
2018年3月6日現在

顧問	塩崎 恭久（自民党）（衆） 河村 建夫（自民党）（衆）
会長	尾辻 秀久（自民党）（参）
副会長	石井 みどり（自民党）（参） 古屋 範子（公明党）（衆） 西村 智奈美（立憲民主党）（衆） 泉 健太（希望の党）（衆） 高橋 千鶴子（共産党）（衆） 徳永 エリ（民進党）（参） 石井 苗子（日本維新の会）（参） 森 ゆうこ（自由党）（参） 行田 邦子（希望の党）（参） 系数 慶子（沖縄の風）（参） 薬師寺 みちよ（無所属）（参）
常任幹事	佐々木 さやか（公明党）（参） 伊藤 孝江（公明党）（参） 阿部 知子（立憲民主党）（衆） 大河原 雅子（立憲民主党）（衆） 尾辻 かな子（立憲民主党）（衆） 金子 恵美（民進党）（衆） 神本 美恵子（民進党）（参） 倉林 明子（共産党）（参） 川田 龍平（立憲民主党）（参）
事務局長	福島 みずほ（社民党）（参）
事務局次長	初鹿 明博（立憲民主党）（衆） 岡本 あき子（立憲民主党）（衆）

優生保護法下における強制不妊手術について 考える議員連盟

設立趣意書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた優生保護法によって、約 25,000 人が手術を受け、そのうち約 16,500 人が本人の同意なしに強制不妊手術を受けたことが判明しました。この手術は、最年少では 9 歳から行われ、障がい者であることを理由に、厳正な手続きも経ていない事例が含まれています。

ナチスドイツの断種法を参考にしたという、優生思想に基づく旧優生保護法は 1996 年に優生思想に基づく条文を削除するなどの改正を行った上、母体保護法と改められました。しかし、優生手術を強制された被害者にとっては、結婚が破談となった方や、子どもを産み、育てるという夢を奪われた方、今でも健康被害を訴える方もいます。これらの行為は基本的人権である自己決定権や幸福追求権（憲法 13 条）に対する侵害であることは明らかです。国からの正式な謝罪もなく、補償なども行われていません。

当時の手術の実態は明らかになっておらず、資料の保存もずさんなままです。これ以上、被害者の方々を苦しめ続けてはなりません。人としての尊厳を守り、人権を回復していくためにも、支援を検討する必要があります。

そこで、超党派の議員連盟を設立し、①実態調査やヒアリングを行い、②被害者の方々、当事者団体、市民団体のみなさんと議員による連携・協力を進め、そのなかで③具体的な支援の仕組みを検討し、活動していく所存です。

2018 年 3 月吉日

優生保護法下における強制不妊手術について 考える議員連盟 規約

(名称)

第一条 本連盟は「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」と称する。

(目的)

第二条 本連盟は、優生保護法下で行われた強制不妊手術に関する実態調査やヒアリングを行い、被害者に対する具体的な支援の仕組みを検討し、人権の回復をめざして活動する。

(会員)

第三条 本連盟の会員は、連盟の設立趣意と目的に賛同する衆議院議員・参議院議員とする。

(役員体制及び役員会)

第四条 本連盟は、総会の決定に基づき、次の役員を置くことができる。役員は、役員会を構成する。
顧問若干名、会長一名、会長代行一名、
会長代理若干名、副会長若干名、幹事長一名、
常任幹事一名、事務局長一名、事務局次長若干名

(活動)

第五条 本連盟の活動は、役員会の協議・決定に基づき、会長（または会長代行）が呼びかける。

(会費及び会計)

第六条 本連盟の経費は、会費及び寄付金等をもってこれに充てる。会費は、一人月額100円とし、毎月歳費より徴収する。会計は、事務局が責任をもってこれを行い、会に報告する。

(規約の改定)

第七条 本規約の改定は、総会出席者の過半数の議決を持って行うことができる。

(その他)

第八条 本規約に定めのない場合は、役員会において決定する。

附則 本規約は設立総会での承認を得た日をもって発効する。